

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第卷八十五第

彙報

ヒックスに於ける同時性の問題……………高田保馬

休戦後の船舶徵發解除過程……………佐波宣平

ホッブスと重商主義……………白杉庄一郎

コンツェルンと持株會社……………靜田均

支那財政改革運動の經過……………柏井象雄

名古屋に於ける機業の近代化……………堀江保藏

行發月三年九十和昭

ホッブスと重商主義

——ホッブスの經濟思想 その二

白杉庄一郎

私は本誌昭和十九年一月號においてホッブスの經濟思想を取上げ、ホッブスの經濟思想もまた重商主義の範疇をもつて律せらるべきものであるとおいた。私はここでその點を一層詳しく検討してみたいと思ふ。

ホッブスの經濟思想が重商主義的であつたといふことの論據として、まづあげらるべきは貿易統制の是認である。彼の見るところによれば、貿易もまた所謂分配の對象であり、主権者の分配に依存するのである。彼は述べてゐる。「國內における土地の分配と同じく、臣民が外國で取引する場合の場所と商品の種類を指定することもまた主権者に屬する。もしそれが私人に屬し、私人がそれについて自分自身の思慮を使用してよかつたならば、私人のうちの或る者は利得に驅られて、敵に對し國家を害する手段を提供したり、人々の欲望を充しはするが彼等にとつて有害もしくは少くとも不利であるやうな物を輸入することによつて自ら國家を害したりするであらうからである。それゆゑ、外國貿易の場所と品目について或は是認し或は否認するのは、國家(すなはち主権者)にのみ屬する。」と『リヴァイヤサン』(第二十四章)。

第二の論據として、主権者の統制ないし干渉が外國貿易にかぎりず國內流通にも及ぶべきものとされてゐる點

をあげうる。曰く。「さらに、各人が土地の一部分あるひは或る少數の商品に對する所有權をもち、あるひは或る有用な技術に對する自然的所有權をもつと云ふだけでは國家の維持にとつて十分でなく、また世の中には殆んどあらゆる個人の存在ないし福祉に必要な技術はないといふことを考へると、人々が交換や相互の契約によつて互に自分の節約しうるものを分配し且つそれに對する自己の所有權を移轉しあふといふことが必要である。それゆゑ、臣民の間のあらゆる種類の契約(たとへば賣買や交換や金錢貸借や貸借借や雇傭)が如何なる方法で行はるべきか、および如何なる言葉や標徴をもつてすればそれが有效と解されるかを定めることは、國家(すなはち主權者)の權能なのである。」と(同上)。

勿論、交換や契約の形式が主權者によつて公定さるべきものとされてゐるからと云つて、それは何も本來の嚴密な意味における經濟統制の肯定を意味するものとは云へないであらう。ホッパスが國內的經濟活動に對する國家權力の統制ないし干渉をどこまで認めてゐたかは明瞭でない。したがつて、その點から重商主義思想を云々することは必ずしも妥當と云へないであらう。現に彼はたとへば『法律原理』(The Elements of Law, 1640)において、「人々が相互に對して無差別に商業や交易を認めるといふこともまた自然法である。けれど、或る人に對して他の人に對しては拒むものを認める人は、彼の拒む人に對する彼の憎惡を宣言する、そして憎惡を宣言することとは戰爭である。」などと述べてゐる(第一部第十六章第十二節)。

貿易統制の是認に對しても同様の異論がさしはさまれよう。ホッパスには貿易差額の觀念が缺けてゐる、そして彼が貿易の統制を是認してゐるのは専ら行政的警察的觀點からである、重商主義は商業資本のイデオロギイであつたにもかかはらずホッパスにはそれにふさはしい思想が見られない、と。事實、商業資本は當時特權的獨占

形態をとつてゐたが、『リヴァイアサン』においては獨占に對する批判的な思想が見られるのであつて、彼は「國家には往々にして肋膜炎に似た病氣がある、すなはち國家の財寶がその順路から溢出して獨占または公共收入の請負により一私人または少數の私人に集積されて偏在する場合がある」などと云つてゐる(第二十九章)。彼の見るところによれば、商人は自由にその商品を賣買ないし輸出入することができるにもかかはらず相結んで團體を形成する、けだし輸出するために國內で買つたり或は輸入するために外國で買つたりする商品を一隻の船に積込むことのできるやうな商人は少いので、彼等は團結して一會社を形成する必要がある。彼等が團結する目的はその利得を一層大きくすることであつて、その方法に二つある、すなはち國內および外國において唯一の購買者となること及び唯一の販賣者となることである。この見地から彼は商人の團體に獨占權を賦與するのは國家にとつて不利益であるとして次のごとく述べてゐる。

「商人會社 (a Company of Merchants) を法人團體または政治體 (a Corporation, or Body Politique) と認めることは、彼等に對し一方においては唯一の購買者であり他方においては唯一の販賣者であるといふ二重の獨占を認めることとなる。けだし或る特定の外國を目的とする法人組織の會社 (a Company in corporate) がある場合には、彼等のみがその國で賣れる商品を輸出することとなるが、これは國內においては彼等のみが購買し外國においては彼等のみが販賣することを意味するからである。けだし國內にはただ唯一の購買者しかなく、外國で賣るのもただ一人であるからである、それはどちらも商人にとつて有利である、なんとすればそれによつて彼等は國內では安く買ひ外國では高く賣るからである。また外國には外國品の買手は一人しかなく、國內にはその賣手が一人しかない、これまたどちらも冒險者にとつて有利であるからである。

「この二重の獨占のうち、一部分は國內の人民にとつて不利益であり、一部分は外國人にとつて不利益である。けだし國內においては彼等のみが輸出するので彼等は人民の農産物や手工品に對して彼等の欲するままの價格を定め、また彼等のみが輸入するので人民の必要とする一切の外國品に對して彼等の欲するままの價格を定めるが、それはどちらも人民にとつて不利である。反對に外國においては彼等のみが國産品を賣り外國品を買ふので、彼等は前者の價格を引上げ後者の價格を引下げるが、これは外國人にとつて不利益である。けだし、ただ一人が賣る場合には商品は一層高く、ただ一人が買ふ場合には一層安いからである。したがつて、かかる法人團體は獨占以外の何物でもないのである。もつとも、外國市場においては拘束されて一體をなしてゐるが、國內においては自由であつて、各人は能ふかぎりの如何なる價格においても賣買することができるならば、それは國家にとつて極めて有利であらう。(第二十二章)

かくしてホッブスの獨占批判が對外的團結と國內的自由といふことに歸着してゐる點は注目されるべきであらう。この思想は重商主義の本質的要素を形成すると考へられるからである。しかし我々はホッブスの經濟思想を重商主義的と斷定する前に、この斷定の承認を躊躇せしめるかも知れぬホッブスの今一つの思想傾向に論及して置かねばならぬ。といふのは、たとへば『ベヘモス』(Behemoth: The History of the Causes of the Civil Wars of England, and of the Counsels and Artifices by which they were carried on from the year 1640 to the year 1660, 1668) なりに最も明瞭に現れてゐるホッブスの商人に對するかなり徹底した批判的態度である。彼は對話風に述べてゐる。――

A——租税にとつては、市民すなはちその職業が自己の私利得である商人は自ら不倶戴天の仇敵です、彼等の唯一の榮譽は賣買の智慧 (the wisdom of buying and selling) により非常に富裕になることです。

B——しかし彼等は貧民 (the poorer sort of people) に仕事を與へることによりあらゆる職業のうちで國家にとつて最も有利なものであると云はれますが。

A——それは言換へると貧民をしてその勞働をそれ自身の價格で賣らせることによつてです、ために貧民は大部分は紡績や織布およびその他の彼等のなしうる勞働によるよりは感化院で働くことによりよりよき生活を營みうるでせう、もつとも疎略な仕事をする事によつて得るところを自ら少くし、我國の製造業に不名譽を與へる點は別としての話です。そのうえ彼等は通常は大抵自分の力を鼻にかけて叛亂の最初の使喚者となるのですが、同様に彼等は大部分はまた彼等の力を支配する者どもに購されて第一番に後悔するのです。(イギリス版全集第六卷 三二〇—二頁)

この見地からホップスはまたクロムウェル革命に對する商人の責任について次のごとく述べてゐる。「ロンドン市およびその他の大商業都市は、ロー・カウントリーズ (Low Countries) がその君主たるスペイン王に叛いた後に獲得した繁榮を讚美して、同じやうな政府の變革はこの國においても彼等に對し同じやうな繁榮をもたらすであらうと考へる傾向があつたのです。自分の財産を浪費してしまつたり乃至は自分がつてゐると信ずる材幹に比して地位が低すぎると考へたりした極めて多くの人々がありました、また有能な身體をもつてゐるが正直に自己のパンを獲得する方法を知らない多くの人々がありました。これらの人々は戰爭を望み、今後は加擔すべき黨派の運よき選擇によつて自己を維持して行かうと欲し、その結果、大部分は最も多額の貨幣をもつてゐた人々に奉仕するに至つたのです。人民は一般に自分たちの義務をなほざりにしました、一萬人のうちの恐らくは一人も何人が彼に對する如何なる支配權をもつか、また國王もしくは國家——それに對して彼は自己の意志に反して

自己の貨幣を手離さなければならぬのですが、如何なる必要をもつかを知らないで、自分は自分の所有してゐる總てのものの主人であつて、それは彼自身の同意がなければ共同の安全に關する如何なる口實をもつても奪はれないものであると考へたほどです。國王といふのは最高の榮譽をもつた一つの稱號にすぎず、紳士や騎士や男爵や伯爵や公爵といふのは富の力によつてそれへ登つて行く段階にすぎないと彼等は考へました。彼等は先例と慣習以外に公正の準則といふものをもつてゐませんでした。補助金の下附その他の公共支出を嫌惡する者が最も賢明にして議會に選出されるに最も適してゐると考へられましたのです。」(同上二六八—二六九頁)。

これからも知られるごとく、どちらかと云へば貴族的な性向をもつてゐたホッブスが當時の新興階級たる商人に對して心中嫌惡の情を禁じえないものをもつてゐたことは事實であつた。有力な王黨員の庇護を受けてゐた彼の生活環境から云つても、彼は市民的勢力の優越した議會よりは封建的勢力の優越した王權の支持に同情せざるをえないものをもつてゐた。しかし當時、市民階級の擡頭は否定しがたい事實であつた。一面においては徹底せる合理主義者でありながら而も他面においてはやはりイギリス人的現實主義の側面を兼ね具へてゐたホッブスは、どこまでも現實をそのままに受取つた。彼の政治經濟思想は新興市民階級の立場を離れては正しく理解されないものである。彼の絶對主義的國家觀がその本質においてどこまでも個人主義的であるのはこの間の事情に由來する。彼は革命前には國王を支持し、革命後はプロテクターを擁護し、王政復古後はまた國王の寵愛を蒙つた。これは決して彼が時々の権力者に阿諛したためではない。彼の絶對國家論が國王にもプロテクターにも利用されうる性格をもつてゐたことは事實である。しかしホッブスにとつては專制的もしくは獨裁的な権力ないしその擔當者そのものが問題であつたのではない。何よりも重要なのは臣民の幸福と繁榮であり、それを保證する機關

としての國家權力は不可分にして無制限でなければならぬといふことであつたのである。しかし當時において臣民の幸福や繁榮は新興の富裕な商業市民階級によつて代表されるといふ側面をもつてゐた。彼の見るところによれば、絶對的權力はこのやうな意味における臣民の幸福を保證する機關としてのみ支持されうる價值をもつたのである。そしてそれがまたロンドンの富裕な商業市民の政治的態度でもあつた。彼等は時にクロムウエルを支持し時に國王を支持したといふ意味では政治的に超然たるものがあつた。クロムウエル政權の成立は彼等の支持をえて初めて可能であつたのであり、彼等の支持を喪失することによつて崩壞したのである。このやうな見地からして我々はホッブスの政治經濟思想の社會的立場を「政治的に超然たる富裕なブルジョアジーの見地」(ロツツ)として特徴づけてよいであらう(鳥恭彦氏近世租税思想史一五八頁)。しかし近世初期における富裕な市民階級のイデオロギーが經濟思想史の上では重商主義と呼ばれるのであつて、ホッブスの經濟思想はこの意味において重商主義的であつたと云はなければならぬ。

二

ホッブスの國家論の社會的地盤を市民化した土地貴族層に求めんとする人々もないではない。たとへばフランツ・ボルケナウのごときがそれである。——赤坂正義氏の『ホッブスの主權論』(法學論叢昭和十八年四月)のごときもボルケナウの影響を受けてゐるやうに見受けられる。——ボルケナウはホッブスをもつて市民化する土地所有者階級の理論家として次のごとく述べてゐる。

「ホッブスは……市民階級の内部における一つの全く規定された集團すなはち保守的な集團の代表者である。

……イギリスといふ完全に市民的な國においては、一切の封建的傳統から解放された保守的市民階級が存在する

ことができた。市民階級のうちの保守的な集團と進歩的な集團との間の對立はイギリス革命の進行中に形成された、……一方には絶對主義の形式を市民的内容の上に置くものがあり、他方には市民的内容のために國家權力の犠牲を用意するものがあつた。土地紳士 (landed gentry) が第一の集團の先頭に立ち、ロンドンの長老派ブルジョアジイが第二の集團の先頭に立つてゐた。……都市ブルジョアジイの主要關心は嚴格なカルヴィンの正教派の大衆道徳や國內の自由商業および海洋の支配者たるスペインやオランダに對する侵略的な對外政策であつた。議會の教義や武力の支配のための鬭争などのごとき彼等のその他の關心がここから起つてきた。それらはすべて農村ブルジョアジイにはどうでもよいことであつた。合理主義的な勞働の道徳 (rationalistische Arbeitsmoral) は農村の事情から見れば無用であつた、獨占經濟は地主派にとつては無用であつた、しかし同時にこの階級の國教からの分離は土地資本家の市民的政策を可能ならしめた。……ホツプスは土地紳士のうちの自覺的な市民的分子のイデオログと認定されなければならない。」(Franz Borkenau, Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild, Paris 1934, S. 451).

「ホツプスは土地貴族と離すことのできない關係をもつてゐた。彼はジエントルマンではなくて高級貴族への奉仕にその生涯を費した。高級貴族は最も決定的な王黨員であつた、しかし如何なる階層もニューカッスル伯のごとく完全に市民化した大土地所有者ほど世界觀的に自由いな無恥ではなかつた。かかる結びつきは彼にヨーマンリーや都市の小市民階級の一部に支へられた長老派の大市民階級との解きがたき結合を與へた。この支援は權力擔當の瞬間に失はれて行つた。しかもクロムウエルはそれと交換に都市貴族の支持を獲得することができなかつた。五箇年間の護民官政治は激對的な力の間に均衡を維持せんとする空中に浮動せる國家權力の行つた徒勞で

あつた。しかし一般的世界觀としての主權論は一時的な勢力關係によつて發生しうるものではなくて、永續的な歴史的豫想をもつた一階級の安定的基礎の上のみ發生しえた。したがつて、クロムウエルの體制に最も適合したホッブスの國家論がそれにもかかはらず獨立派の内部ではなくて國家權力そのものの主要擔當者としての農村貴族の内部に發生したといふことは論理的である。(同四五二頁)

要するにボルケナウは「ホッブスの全思想は資本主義的土地所有と王冠との間の確固たる同盟を實現することを政策的目標とした。……ホッブスは市民的にして且つ同時に支配者的な政策を志向して常に土地紳士に助言した。」と評するのである(同四五七―五八頁)。このやうにホッブスの國家論の社會的地盤を市民化した土地貴族層に求めんとする見解はホッブスの生涯ないし環境から一應首肯されねばならぬかのごとくにも見えるが、しかし彼の生涯ないし環境にもかゝはらず彼が同時に新興商業市民階級をも代辨したところに彼の眞面目が見出されるのである。レスリー・ステイヴン(Leslie Stephen, Hobbes, 1904)は、「私は彼の見解はクロムウエル派によつても王黨派によつても公然とは是認されうるがごときものではなかつたといふのが眞相であると思ふ。彼等の行動がそれに合致すればするほど彼等はますますその否認を切望したであらう。」と云つてゐるが(四二頁)、味ふべき評言と云はなければなるまい。ボルケナウは右に引用した章句において「都市ブルジョアジの主要關心は嚴格なカルヴィンの正教派的大衆道德や國內の自由商業および海洋の支配者たるスペインやオランダに對する侵略的な對外政策であつた。」と述べてゐるが、これはまた實にホッブス自身の立場でもあつたのである。ボルケナウはまた重商主義に對するホッブスの態度について、「ホッブスは國內における經濟政策的の方策の重商主義的發展に對して敵對的態度をとつた、彼は獨占の反對者であつた、彼は對內的自由商業と對外的重商主義といふクロムウエル

の實行した經濟政策を擁護した。」と云つてゐる(前掲四五三頁)。重商主義政策の本質的な部分は國內政策よりはむしろ對外政策にあつたのである。したがつてホッブスの經濟思想を重商主義的と規定するのは誤りでないと思ふ。この點については後にもう少し詳しく吟味することにして、ボルケナウはさらにホッブスの對外政策についてかうも云つてゐる。「中世との對立において、ゴロテ、イウスでは自然法が若干の形式的命題に局限されるごとく、ホッブスにおいては國民の福祉といふ概念が同様である。中世との對立において見ると、それはもはや各人がその身分に應じて幸福であるやう支配者の配慮が必要であるといふことを意味しないで、國家は自由契約が遵守されるやう監視しなければならぬといふことを意味するにすぎない。國家理由の全要點は外部へ押しやられる。對外政策においてのみ國家は無限の活動領域をもつ、國家はひたむきに諸外國に對し最大限を獲得するやう努めなければならぬ。」と(同四五四頁)。おもふに、これは單に市民化せる土地所有者階級の立場から出てくる政策的要求ではなくて、むしろ新興商業市民階級のそれであつたと云はなければならぬ。そしてそこにホッブスの立場の純眞なブルジョア・イデオロギー的性格が見出されるのである。

ホッブスの政治哲學を最も明瞭にブルジョア・イデオロギーとして把握してゐるのはレオ・シュトラウス(Leo Strauss, *The Political Philosophy of Hobbes, its Basis and its Genesis*, 1939)である。私はシュトラウスの見解は大體において正鵠をえてゐると思ふ。云ふところはかうである。

「ホッブスは中等階級の決定的な敵對者であるやうに見える。しかしながら、もし一層詳しく見るならば、彼の攻撃は實はイギリスの中等階級の政策に向けられてゐるのであつて、決して中等階級そのもの即ちその存在やその理想に向けられてゐるのではないことが知られる。

「ホッブスは自己自身の利益を自覚せる中等階級を攻撃しないばかりでなく、それを哲學的に正當化しきへしてゐる、けだし彼の政治哲學に掲げられてゐる理想は正確にブルジョアジイの理想であるからである。彼が『むやみに富裕にならんとする』欲求を難じてゐるのは眞實である、しかし『公正かつ適度に致富を圖る』のは『私人の……慎重』である(ピヘニス四四頁)。彼が貧者の搾取を難するのは眞實である、しかし彼は『人間の労働は他のあらゆる物と同じく利益と交換されうる商品である』といふことを當然のこととしてゐる(リヴァリアサン第二十四卷)。

「主權は、公正にして適度の致富に専念し、労働を他のあらゆる商品のごとく賣買し、かつまた自分たちを防護してくれる仕事に對して支拂ふことのできる諸個人の雇人である。……國王はブルジョアジイの精神と利益においてその主權者としての權利を行使する。彼は法の前における平等と法律上の安全を與へる。彼は助言者を選ぶにあつては世襲の特權ではなくて個人的才能を考慮する、彼は貴族の虚誇と傲慢に反對する。如何にホッブスが個人的には貴族や貴族の特別の性質を尊重したにせよ、彼の政治哲學はブルジョア的生活準則(Contractual Principles)の名によつて貴族的生活準則(Aristocratic Principles)に反對するものである。彼の道徳はブルジョア世界の道徳である。ブルジョアジイに對する彼の鋭い批判でさへ、實際は、ブルジョアジイとしてその生存の究極の條件を想起せしめるより以外の目的をもたないのである。」(二一八—二〇頁)

しかし私はホッブスの政治經濟思想は單に市民的ではなくて商業市民的すなはち重商主義的であつたと思ふ。さう考へらるべき理由をホッブス自身に立歸つてもう少し詳しく追求して見よう。

三

我々はホッブスが人民の自由と富に對する主權者の義務について次のごとく述べてゐるところからしても彼の

經濟思想を重商主義的と斷定して誤りでないと思ふ。すなはち、「生活の便宜 (Commodity of living) は自由と富に存する。私が自由といふのは、何人に對しても自然法から見て合法的な如何なる事柄をも不必要に禁止しないといふこと、すなはち、國家の福利に必要であるより以外に自然的自由の拘束がないといふこと、および善意の人は陷穽のごとき自己の知らない法の危険に陥ることがないといふことである。人々が諸所轉々として移動するの便宜をもち、道路の障害や必要物の輸送手段の缺如によつて閉ぢ込められたりなどしないといふこともまたこの自由に屬する。また人民の富について云へば、それは三つのことがらに存する、すなはち産業のよき統制と勞働の獲得と食物や衣服の濫費の禁止とがそれである。したがつて主權をもち且つ人民の統治を引受ける人々はすべて自然法により前述の諸點に關する規定を作製する義務を有する。」と『法律原理』(第二部第九章第四節)。

右のごとくホッブズは一方において公共の害惡とならない範圍内において能ふかぎりの自由を許容することをもつて主權者の義務となすと同時に、他方においては貿易や勞働の方法を規定し無駄な支出を禁ずることをもつて自然法による主權者の義務となしてゐるのである。總じて經濟活動を單に一方的徹底的に統制するといふのではなくて、一方においては強固な統制を加へると同時に他方においてはその統制の範圍内において能ふかぎりの自由を許容するといふのが重商主義の本來の建前であつた。その意味においてホッブズの經濟思想はどこまでも重商主義的であつたと云つてよい。いな、ホッブズの思想が重商主義的であるといふよりは、むしろ重商主義の原則がホッブズにおいて明瞭な形をとつてきてゐると云つてもよいのである。

このやうな見地から見て興味ふかく讀まれるのはホッブズが『市民論』において主權者の義務を扱つてゐる個所である。彼はまづ重商主義的經濟統制を肯定して述べてゐる。「臣民を富裕ならしめるに便宜なものとしては土

地や海の果實と勞働と節約の三つだけといふことになるから、支配者 (Commanders in chief) の義務はこれらの三つだけに關係するであらう。第一に土地や海の産物を改善する技術たとへば農耕や漁業を奨励する法律は有用であらう。第二に怠惰を抑へ勤勞を促す一切の法律は有利である、それで航海術——それによつて殆んど勞働のみによつて購買される全世界の貨物が一國にもたらされる——や力學——その中に私は最も卓越せる職人のすべての技術を含めて考へる——や數學——それは航海業や工業の源泉なのである——がかゝるものとして適當な尊敬と榮譽を受けるのである。第三に、食物においても衣服においても而して一般に慣習的に消費される總ての物の一切の濫費を禁止する法律は有用である。」と (第十三章第十四節)。

しかし彼は他方において法律の數は市民の利益に必要なだけに限定されねばならぬとして續けて次のごとく述べてゐる。「臣民の自由は國法を免れるといふ點にあるのでもなければ、最高權力をもつ者が意欲する法律を作製しえないといふ點にあるのでもない。さうではなくて、臣民のすべての運動や行動は、それが多種多様であるために、決して法律によつて限界を劃定されず又されえないが故に、命令されたり禁止されたりしない場合が無限にあつて、各人は自己の欲するままにそれをなすこともできれば、なさないこともできるといふことにならざるをえないのである。これらの場合には各人はその自由を享受すると云はれる、そして自由はここではこの意味に解される、すなはち自然權のうち國法によつて臣民に與へられ任される部分のことである。四方を岸で圍まれた水は靜止して腐敗し、全く境界がなければ水は餘りに廣く擴がりすぎ、水路が多ければ多いほどその流れが自由となるごとく、臣民もまた法律の命令がなければ何事をもなしえないといふことになれば不活潑にして身動きしなくなるであらうし、何でもなすことができれば彼等は散り散りばらになるであらう、そして法律によつて

確定されずに残される部分が多いほど彼等はいよいよ多く自由を享受する。兩極端は誤りである、けだし法律は人々の行爲を取去るために發明されたものではなくてそれに方向を與へるためのものであるからである、あたかも自然が水流の進行を止めるためではなくて導くために岸を定めたと同じである。この自由の規準は臣民と國家との福利に求められねばならぬ。それゆゑ先づ第一に、支配者や臣民の福利に必要であるより以上の法律があるといふことは支配し且つ法律を作る權限をもつ人々の責任に悖る。けだし人々は通常は法律を知るといふことよりはむしろ自然的理性によつて爲すべきことや爲すべからざることを熟考する慣はしをもつてゐるから、容易に記憶されうる以上の法律があり従つて理性そのものが必ずしも禁止しないことがらが禁止される場合には、彼等は無知によつて少しも惡意を有することなく法律に觸れざるをえないのである。それは最高支配者がその臣民のために自然法によつて維持する義務のある無害の自由を陥れるために設けられた良のやうなものである。」と（同第十五節）。

ホッブスがこのやうに市民の自由を尊重する一面をもつてゐたといふことは決して彼の經濟思想を重商主義的と斷定することの妨げとはならない。けだし、さきにも述べたごとく、經濟活動を單に一方的に統制するといふのではなくて、一方においては強固な統制を加へると同時に他方においてはその統制の範圍内において能ふかぎりの自由を許容するといふのが重商主義の本來の建前であつたからである。しかも自由の或る程度の許容にもかかはらず、經濟生活は原則として國家の統制に服すべきものとしてゐるところに重商主義經濟觀の特色があつたのであつて、その意味においてホッブスの經濟思想はどこまでも重商主義的であつたと云はなければならぬと考へられるのである。

『リヴァイアサン』においてもホップスは、貧民の救済のみならず怠惰の防止をも主権者の義務となし、さらに進んでは植民や戦争を肯定して、次のごとく述べてゐる。「多くの人々は不可避的偶然によつて自己の勞働により自己自身を維持して行くことができなくなるから、彼等は私人の慈善に任ざるべきではなく、(自然の必要が要求するかぎり) 國家の法律によつて扶養さるべきものである。けだし、何人にせよ無力な者を等閑しておくのはその人の無慈悲を示すものであるが、それと同様に國家の主権者が無力な者をかかる不確實な慈善の危険にさらしておくのは無慈悲であるからである。しかし強健な身體をもつてゐる者に對してはさうでない。彼等は働くやう強制さるべきである。そして職業がないといふ口實を避けるために、あらゆる種類の技術たとへば航海や農業や漁業および勞働を必要とするあらゆる種類の製造業を奨励すべき法律を制定すべきである。貧しくはあるが強健な人民人衆がなほ一層増加するならば、彼等は住民の不足してゐる國々へ移植さるべきである。けれども彼等はさういふ國々において彼等がそこに見出す人々を根絶してはならないのであつて、彼等を強制して密集して居住せしめ、彼等の見付けるものを引つたくるために多くの土地に分布せしめないやうにすべきである、また僅かの土地の各々が適當な季節に彼等に生活資料を與へるやう技術や勞働を投すべきである。そしてすべての世界が住民過剰になつた場合には、最後の救済策は戦争である、戦争は勝利もしくは死によりて各人に衣食の道を開くのである。」(第三十章)。

ここに見られる大膽にして積極的な主張は、重商主義を特色づける積極的進攻的な思想傾向とその軌を一にするものと云はなければならぬ。實に彼は『市民論』においては次のごとく述べてゐる。「支配者は是非とも臣民の安全のために敵の計畫を看破し守備隊を保持し貨幣を不斷に用意しておかなければならぬ

から、しかして君主は自然法によつてその臣民の福祉を確保するためにあらゆる努力を拂はなければならぬ義務をもつから、支配者が間諜を送り兵隊を維持し堡壘を築き且つこれらの目的のために貨幣を要求するといふことは合法的であるのみならず、さうしないことは違法であるといふことになるのである。なほ加ふるに、狡計によつてであらうと實力によつてであらうと、疑はしい外國人の力を滅殺するに役立つことは何でも行はなければならぬ。けだし支配者は自己の力に照應して危惧する害悪が萬一自己の怠慢によつて生起するといつたやうなことがないやうこれを防止する義務をもつからである。」と（第二部第十三章第八節）。

もつとも彼も飽くなき領土擴張慾を國家衰滅の一原因として警戒してゐる個所もないわけではない（たとへば『リヴァイアサン』第二十九章）。しかし、それは必ずしも對外發展に對する反對を意味するものとは考へられない。

けだし彼は植民を國家の生殖と解し、「國家の生殖または子供（the Procreation, or Children of a Common-wealth）を我々は植民（Plantations, or Colonies）と呼ぶ。それは管理者もしくは總督の下に前から住民がゐないか或は戰爭によつて住民の掃蕩された外國へ住むために國家から送り出された多數の人々である。」となしてゐるが（第二十四章）、それに對する批判どころか一言の批判をも加へてゐないからである。實際、ホップスの示唆してゐることく、ヨーロッパ大陸における帝國主義的領土擴張を斷念して、ひたすらヨーロッパ外における植民活動に專念したところ、イギリスがフランスを壓倒して大英植民帝國を建設しえた所以があつたのである。少くともイギリスにおける重商主義の歴史的意義は大英植民帝國の建設といふことに關はらしめることによつて初めて正しく理解することができるかと考へられるのであるが、その側面から見ても、ホップスの經濟思想を重商主義的と斷定することは誤りとは云へないであらう。